

## 函館市文化芸術振興条例

豊かな自然と美しい風土、天然の良港に恵まれ、古くから北海道の玄関口として発展を遂げてきた函館は、いち早く諸外国に対して門戸を開放したことにより、海外の文化の影響を強く受けながら、異国情緒あふれるまちを形成してきた。多くの人々がハイカラなまちに魅了され、集い、多様な気風や精神が交わり合う中で、函館独自の文化的土壌を醸成してきた。

こうした中から生まれた多様な文化や多彩な芸術は、人々の営みによってはぐくまれ、日々の暮らしに潤いをもたらしてきた。

文化芸術は、人々の創造性を高め、感性を豊かにし、人々に感動や安らぎを与えるものであり、活発な文化芸術活動は、新たな息吹をまちに与え、活力ある社会を築いていくうえで重要な意義を持つものである。

地域の歴史と文化に一層の広がりや深みを重ねた今、私たちは、郷土を愛する心をはぐくみながら、先人から受け継がれてきた歴史と文化芸術を将来にわたり引き継いでいくとともに、国内外の多様な文化芸術と触れ合い、新たな魅力あふれる文化芸術の創造に取り組んでいかなければならない。

私たちは、自らが文化芸術の創造と発展の担い手であることを自覚し、自主的に活動し、身近に親しむことによって、日々の営みの中で文化芸術の薫りに包まれ、心の豊かさを実感できるまち函館を目指し、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務ならびに市民および民間団体の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心の豊かさを実感できる市民生活および活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性および創造性が十

分に尊重され、多様な文化芸術の保護および発展が図られるとともに、市民主体の多彩な文化芸術活動が行われるよう配慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、すべての市民が文化芸術を創造し、享受する権利を有することを踏まえ、市民が等しくこれを創造し、これに参加し、またはこれを鑑賞することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、郷土を愛する心がはぐくまれ、先人から受け継がれてきた文化芸術が保存され、および将来に継承されるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、広く市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を策定し、および実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、自主性および創造性を発揮して文化芸術活動を行うことにより、文化芸術の創造および発展に積極的な役割を果たすものとする。

(民間団体の役割)

第5条 民間団体は、地域の一員として自主的に文化芸術活動を行い、市民および団体の文化芸術活動を支援するとともに、市の実施する文化芸術振興施策に参加し、および協力するよう努めることにより、文化芸術の創造および発展に積極的な役割を果たすものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

第7条 市は、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)

を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民の自主的な文化芸術活動の促進に関すること。

(2) 市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること。

(3) 市民の文化芸術に接する機会の拡充に関すること。

(4) 文化芸術活動を行いやすくするための環境の整備および充実に  
関すること。

(5) 歴史的文化遺産その他伝統的な文化芸術の保存、継承および活用  
または発展に関すること。

(6) 文化芸術活動を担う人材の育成に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項

3 市は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、市民の意見  
を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければ  
ならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会が定め  
る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。